



幼稚園・保育所・認定こども園等の 申し込み方法が変わります

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

この法律と、関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」といいます）が平成27年4月にスタートする予定です。

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園等の申し込み方法が、次のとおり変わります。

3つの認定区分

新制度では、幼稚園や保育所、認定こども園などの利用を希望するとき、お住まいの市町村で『保育の必要性の認定』を受ける必要があります。次の3つの認定区分によって、利用先が決まります。

認定区分	内容	利用時間	利用先
1号認定	教育標準時間認定 お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	4時間程度	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定 お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由(※)」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育標準時間 (上限11時間)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定 お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由(※)」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	または、 保育短時間 (上限8時間)	保育所 認定こども園 小規模保育施設等

※保育の必要な事由

次のいずれかに該当することが必要です。

- ①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など基本的にすべての就労を含む）
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
- ⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

利用の流れ

1号認定の場合	2号・3号認定の場合
<ul style="list-style-type: none"> ①入園希望の園に直接利用を申込み ②園から入園の内定を受ける ③園を通じて認定を申請する ④認定証の交付 ⑤入園手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ①お住まいの市町村に「保育の必要性の認定」を申請する ②認定証の交付 ③保育所等の利用希望を申込み ④申請者の希望、保育所等の状況などにより、市町村が利用を調整 ⑤利用先の決定後、入園手続き

利用料

保護者の所得に応じた支払いが基本となります。

詳しくは、お住まいの市町村や施設から提供される情報をよくご確認いただくか、お住まいの市町村にお問い合わせください。



問 教育委員会事務局子育て支援係 TEL 0243(62)0170